

James E. Hughes, Jr.
FOUNDATION
Publishing

「永久信託の設立がもたらす、しばしば予期せぬ結果」[1] に基づく考察

著者

ジェームズ・E・ヒューズ・ジュニア、キース・ウィテカー

私は古の国から来た旅人に出会った。彼はこう言った。「二本の巨大で幹のない石の脚が
砂漠にそびえ立っている。その近くの砂の上には、半分埋もれた、砕け散った顔がある。その眉間のしわ、しわの寄った唇、そして冷徹な命令を込めた嘲笑は、その彫刻家がそれらの情熱を深く読み解いていたことを物語っている
それらは今もなお、これらの生命を失った物体に刻印され、生き残っている。それらを嘲笑した手、そしてそれを育んだ心。
そして台座には、こう刻まれている。『わが名はオジマンディアス、王の中の王。偉大なる者たちよ、わが業を仰ぎ見て、絶望せよ！』 それ以外は何も残っていない。その巨大な廃墟――果てしなく、何もない――の周囲には、孤独で平坦な砂漠が遥か彼方まで広がっている。

パーシー・シェリー『オジマンディアス』（1819年）

振り返って

ジェームズ・ヒューズは、その古典的な考察『永久信託の創設がもたらす、しばしば予期せぬ結果について』において、信託・遺産分野をリードする弁護士としての数十年にわたる経験に加え、物理学や哲学からの洞察を駆使し、計画立案者や信託創設者に対し、永久信託がもたらす可能性のある悪影響にどう対処すべきかを助言した。

ヒューズは、20世紀後半における永久信託、いわゆる「王朝信託」の爆発的な増加を指摘している。この動きは21世紀に入ってもなお勢いを失っていないが、「かつては遺産計画において永久信託などほとんど前例がなかった」ことを考えれば、その顕著さは一層際立っている。[2]

永久信託が拡大した明白な理由は、信託設定者とそのアドバイザーが、連邦譲渡税（贈与税、相続税、世代飛越税）を回避したいという願望にあった。かつてはこの目標は、「永久禁止の原則」によって複雑化されていた。同原則は、「いかなる権利も、その権利が設定された時点で存命している者の死亡後21年以内に確定しなければならない（もし確定するならば）場合を除き、有効とはみなされない……」と定めている。[3] 大まかに言えば、これは設定者が90年を超えて存続する信託を設立することは期待できないことを意味していた。[4] しかし、ヒューズが指摘するように、米国では永続信託への動きが十分な規模に達したため、信託ビジネスを誘

致したいと考える多くの州が、永続禁止規則を撤廃し、州内での永続信託の設立を許可するようになった。

ヒューズは、プランナーや信託設定者が永続信託の設立に慎重であるべき主な理由として、以下の3点を挙げている：

1. 予期せぬ結果をもたらす法則。ヒューズが記すように、「…プランナーは死すべき存在であるが、そのプランナーが設立する信託は理論上、不滅である。確かに、そのような場合、信託設立者の子孫の性質や経験、そして彼らと信託が存在することになる環境に関する多くの疑問は、設立者にとってのみならず、プランナーにとっても、知る由もなく、見通すこともできないだろう。 計画者は、設立者がそのような信託を設立するのを支援するにあたり、各受益者が順番に信託の存在を自らの生活に組み込んでいくにつれて、自身が各受益者の人生に多大な影響を与えることになることを認識しなければならない。 「信託プランナーや信託設立者にとって、今日生きている人々からわずか2、3世代先、ましてや7代目、8代目、9代目、そしてそれ以降の世代に至る受益者たちの生活がどのようなものになるかを想像することは、謙虚な気持ちにさせられる経験となるはずだ」と私は提言したい。
2. 私的富の著しく不平等な蓄積を許さないという社会の利益。ここで彼は、
イングランド、フランス、ロシアの事例、とりわけ教会による富の蓄積がもたらした予期せぬ結果（イングランドでは宗教改革の一因となった）、イングランドとフランスにおける信託基金が引き起こした経済的損害、そしてフランスとロシアで私的富の不平等な蓄積によって引き起こされた革命を挙げている。 ヒューズはまた、近代が歴史上前例のないほどの私的富の蓄積を可能にし、富を生み出した者がその富を（多かれ少なかれ）自由に望む相手に譲渡できるという原則を定めているにもかかわらず、近代のリベラル社会は世襲的な遊民階級に対して深い敵意を抱いていることをほのめかしている。 この点において、近代リベラリズムは、アケディア――これは怠惰と狂乱的な多忙の両方を意味し得る――を、真に洗練された余暇の醸成ではなく、気散じを助長する有害な魂の状態と見なしていた過去の時代の知恵の一部を、依然として保持している。
3. あらゆる系において、物質とエネルギーは秩序から最大の無秩序（エントロピー）の状態へと向かうとする熱力学第二法則（エントロピーの法則）がある。ヒューズは、莫大な金融資産の創出を、エネルギーの具現化として指摘している。 対照的に、永続的な信託がもたらすエントロピー的な結果としては、受益者が信託からの送金に依存すること、こうした送金に依存する家族から仕事や創造性が失われること、そして多くの受益者が「信託下での生活」の中で苦しんでいると述べる、全般的な倦怠感や自尊心の欠如（その欠如を補うために、薬物依存、ギャンブル、浪費に陥ることもある）などが挙げられる。 このリストには、報酬に依存する受託者や信託アドバイザーの出現、 金融資本を「リスクが小さく、リターンも小さい」多様な方法で運用すること；信託システムに関わる当事者たちが結果よりもコンプライアンスを重視すること；生活の質の向上よりも税負担の最小化に固執すること；そして、信託が受益者の住宅、事業、慈善活動などを所有または管理するようになり、受益者を自身の事柄において「よそ者」へと貶める、いわゆる受益者の生活への「植民地化」などが挙げられる。 ヒューズらは、この結果を別の場所で、受益者の人生に激突する「隕石」と表現している[(5)b] この衝撃の結果は、エントロピーの増加を単に別の形で表したものに過ぎない。

こうしたリスクに対応して、ヒューズは主に3つの助言を提示している：

1. 「予期せぬ結果の法則」に対処するため、ヒューズはプランナーや信託設立者に対し、「害を及ぼさない（Do No Harm）」ことを肝に銘じ、自問するよう促している。「……この信託の設立によって生じうる結果を、想像しうる限りすべて検討したか？　その際、信託受益者個人の幸福の追求を増大させる結果よりも、むしろそれを減少させる可能性のある結果に最大の焦点を当てたか？ 私たちは、イロコイ族の『七世代先を見据える知恵』を活用してきたか？ 慎重に物事を進めてきたか？『善を行おうとする前に、どのような害をもたらしてしまうだろうか』と自問したか？」
2. 富の蓄積や遊民層に対する社会の懸念に応えて、ヒューズ氏はプランナーや信託設立者に対し、次のように自問するよう促しています。「…社会の見方や影響はどのようなものになるだろうか。また、社会が、私たちが当初『信託を永続させること』という目標として捉えていたものに反対しているという視点だけでなく、社会には、私たちの進め方を修正させるような妥当な見解があるかもしれないという点についても、十分に検討しただろうか？ 社会というシステムが、信託を永続させるという私たちの目標に何らかの影響を与え、さらには制約さえもたらす可能性があることについて、少なくとも検討したことはあるだろうか？」
3. そして、信託制度が持つエントロピー的な性質に対応するため、ヒューズは主に「メンターとしての受託者」の導入を推奨しています。このような受託者は、受益者が自らの人生を真に主体的に生きることを確実にするため、受益者とのパートナーシップを育むことを目標とします。また、受益者の成長や変化に合わせて柔軟に対応する方法を理解しているでしょう。

   特に、そのような受託者は、受益者が以下のことを達成できるよう支援することを目指すでしょう。

   a. 完全な自己認識を得て、個人の自由を勝ち取り、自立した生活を送れるようになること。
   b. 人生の使命を知り、それを果たすことで、人生の夢を成就すること。
   c. 自身の行動に対して全責任を負えるようになること

今後の展望

ヒューズの『Reflection』が最初に刊行されてから 20 年以上が経過しました。その間、永久信託の設立ビジネスは急成長しました。 こうした信託がもたらす悪影響を観察し、その影響を軽減する方法を検討する機会は十分にありました。特に、受益者の生活を向上させる上で、受託者と受益者の関係が持つ力にヒューズが焦点を当てていたことは、時間の経過とともにその正しさが証明されました。以下では、ヒューズの当初の提案を基に、プランナーや信託設定者が、こうした信託が害ではなく益の源となる確率を最大限に高めることができるよう支援することを目指します。

おそらく驚くことではないが、「永久」信託に関して、その害を防ぐための主な対策は、プランナー、信託設立者、および受託者が、信託システムに「時間」という概念を再導入することにある。

永続性――それはエントロピーとの関連ゆえに――は、生命の敵である。生命は制約、とりわけ時間の制約の下でこそ繁栄する。時間を再導入することこそが、信託
システムがエントロピーを増大させるものではなく、生命を豊かにするものとなるための鍵です。

ここには、過去からの教訓が示唆的です。「永続禁止の原則」が絶対的な権威を持っていた時代、信託が25歳、30歳、35歳といった特定の年齢に達した受益者に資産を分配するのが一般的でした。 多くの古い信託では、（男性の）受益者が成年に達した21歳で信託の「管理権」を取得できるようになっており、受益者には受託者を解任・選任したり、さらには信託財産を引き出したりする権限が与えられていた。この仕組みにより、受託者は受益者が円滑に信託の「管理権」を引き継げるよう準備することに注力することになった。つまり、受益者が信託とその財産を成熟した態度で扱うためのスキルや知識を身につけられるよう導くことに注力したのである。

私たちは、プランナーや信託設定者に対し、特定の年齢での分配という厳格な要件に単純に立ち返ることを推奨しているわけではありません――もっとも、そのような制度にもメリットはあります。むしろ、私たちはそのようなアプローチが持つ創造的な側面を指摘し、プランナーや信託設定者にそれを検討し、そこから学ぶよう求めているのです。

そのような学びとはどのようなものになるでしょうか。以下に、いくつかの初期的な提案[6]を示します：

- まず、新規の信託や改定された信託に、ヒューズの古典的な言葉、「この信託は愛の贈り物である。その目的は、受益者の生活を豊かにすることにある」のような文言を追加することを検討してください。これは時代を超えた言葉のように聞こえます。 しかし、愛は常に時間の中に、特定の人々の間に存在します。このような表現は、受益者が「一人の人間として見られ、認められ、愛される存在である」と感じさせてくれます。また、それは受託者に対し、いかなる瞬間においても、信託の目的が「今ここにいる受益者たちの生活を豊かにすること」であることを思い出させる役割も果たします。
- 次に、存命中の設定者は、自身の信託に関する「希望表明書」を作成すべきです。この表明書は数行でも数ページでも構いません。そこには、設定者の核心的な価値観――彼らにとって最も重要なこと――と、受益者の生活において信託にどのような具体的な役割を果たしてほしいかという希望を盛り込むべきです。この表明書は法的拘束力を有する必要はありません。その利点は、私たちの著書『The Cycle of the Gift』で「贈り物の精神」と呼んでいるものを伝えることにあるのです[(7)]。 これは確かに受託者にとってのメリットです。しかし、受益者にとってはさらに大きなメリットとなります。繰り返しになりますが、こうした声明文があることで、受益者は自分が見られていると感じ、語りかけられていると感じ、一人の人間として扱われていると感じることができるのです。
- 設定者が存命でない場合でも、受益者は受託者と共に同様のことを行うことができます。すなわち、『ファミリー・トラスト』で私たちが「前文（Preamble）」と呼んでいる声明を作成するのです。この前文は、受益者と受託者が、信託が受益者の人生においてどのような目的を果たすことを望んでいるかを説明します。この前文は、将来の意思決定において彼らが目指すべき「北極星」となるものです。 繰り返しになりますが、前文を共に作成するプロセスを通じて、受益者は一人の人間として尊重され、受け入れられていると感じることができます。

この最後の点は、プレアムブル作成の過程で受託者と関わるのに十分な成熟度を持つ受益者に当てはまります。では、より若い受益者についてはどうでしょうか――メンタリングを行う受託者は、彼らをどのように支援できるのでしょうか？

ほとんどの親は、10代や10代前半の子どもが「自分の受託者」と面会することを望んでいません。「家族の資産」は、12歳の子どもにとって適切な話題ではありません。

しかし、適切な受託者[8]であれば、10代の子供やそれより幼い子供を持つ親にとっても、非常に大きな助けとなり得ます。幼い子供たちの受託者を務める際の目標は、子供たちの生活の中で、親切でありながらも「脇役」としての存在感を確立することです。そうすることで、受益者が10代後半になり、受託者と直接協力できるようになった際、受益者が受託者に安心感を抱けるようにするためです。

子どもたちが幼い間、メンタリングを行う受託者の主な仕事は、その親たちとの関わりです。その仕事には、親が「家族の資産」について抱いている信念のうち、子育てを助けているものや妨げているものを認識できるよう支援することが含まれます。受託者は、親に対し、自身の金銭に関する歴史を振り返り、自身の「質的資本」（後述）を評価するよう促すことができます。 こうした評価に基づき、受託者は、お金、仕事、個人の責任、達成、友人関係について、子供たちの発達段階にふさわしいメッセージを親が子供たちに伝えるよう導くことができます。時には、家族が受託者に「親の代わり」としての役割を期待することもあります。それに対して、幼い子供たちのためのメンタリング・トラスティとして活動する場合、その役割は、親がより効果的に子育てを行えるよう支援することにあります。そうすることで、子供たちは、いくらお金があっても買うことのできない「良き人格」を育むことができるのです。

受益者が思春期に入ったり、成人期に近づいたりするにつれ、受託者は、受益者（およびその両親）に対し、少なくとも2〜3年ごとに、ワイズ・カウンセル・リサーチ社の「ファミリー・バランスシート」評価のようなものを実施するよう勧めることができます。[9] 「ファミリー・バランスシート」や類似の評価ツールを活用する目的は、身体的・精神的健康、レジリエンス（回復力）、価値観の明確さ、難しい会話への対処能力、職業における目的意識、強固な人間関係を維持する能力、家族の資産構造への理解、そして自分たち以外のコミュニティとのつながりなど、さまざまな形態の「質的」資本における家族構成員の強みと弱みを客観的に把握することにあります。 これらの結果をもとに、受託者は受益者やその両親と共に、家族全体の総合的な富を増やすための開発計画を策定します。その後、受益者は2〜3年ごとに再度アセスメントを受けることで、進捗状況を追跡し、新たな重点分野を特定することができます。

財務諸表や貸借対照表の確認、あるいはその他の財務スキルについてはどうでしょうか？これらは重要であり、当方では受益者がそれらを身につけるよう支援しています。しかし同時に、タイミングも極めて重要です。特に20代の受益者に対しては、信託の財務面への関与については「まだ早い」と断るよう勧めています。 彼らは、信託の金融資産に対して過度な「責任」を強いられることなく、成長し、実力を証明し、「自分の力でやっていく」ための余裕を必要としていることが多いのです。「まだ早い」という姿勢は、若い受益者に余裕を与えつつ、彼らが準備が整った将来、さらなる学習や関与への扉を開いたままにしておくことができます。

こうした取り組みは、成人初期の受益者にとって特に有益です。これは、受益者が法的な意味で信託の「受益者となる」という点において、信託に関して極めて重要な人生の時期だからです。 しかし、彼らは同時に、生家の家族から自立し、自分自身の生活を築き、キャリアや自分の家族を築き、友情を深め、人生の進路について自問自答するという、発達上の課題にも取り組んでいる最中です。このような人生の節目に、受益者にとってメンターとなる受託者がいることは、大きな贈り物となります。

繰り返しになりますが、メンタリング役の受託者は、受益者が20代の間に姿を消すべきではありません――むしろその逆です。この時期は、受託者が定期的な面談の仕組みを確立することが非常に役立ちます。その目的は、お金や法的な事柄について話すことではなく、受益者の人生について語り合い、受益者の強みを認め、受益者が

前を向いていられるように支えることが非常に有益な時期です。例えば、メンタリングを行う受託者は、成人した受益者と少なくとも年に2回は面会し、「最近どう？　何か手伝えることはある？」という質問を中心に据えることができます。受益者は、「人生でうまくいっていることは？　困難に感じていることは？　そして、それらの課題に対してどう対処すべきか、どう考えているか？」といった質問について話し合う準備をして、その面会に臨むことができます。

また、こうした面会は、受益者が受託者の促しを受けて、ヒューズが著書『Family Wealth』で最初に論じたような根本的な問いについて振り返る絶好の機会でもあります：

1. 私は自由なのか、それとも依存しているのか？
2. 自分の天職を見つけたか？　それを追求しているか？　もしそうでないなら、なぜなのか？
3. 私には友人がいるか？ 友人にとって私はどのような存在か？
4. 愛を表現できるか？ 思いやりは？ 感謝は？ 喜びは？
5. 社会の中で自分の役割を見出せているか？
6. 自分が得意だと感じるのはどの分野か？ どの分野で成長したいか？

結論

永久信託は（文字通り）今後も存続し続けるだろう。永久信託の仕組みの中では、受益者や受託者は、永遠の時間の中に浮かぶ原子のように、エントロピーへと漂流しているかのように感じることがある――そして、実際にそうであることも多い。

このエントロピー的な漂流に対する解毒剤は、信託制度に「時間」を再び取り入れることである。メンターとしての受託者が、まさにこの瞬間の受益者の成功に焦点を当てることを期待すること。その受益者の人生の段階に見合った目標と計画を立てること。さらに、プランナーや信託設定者には、受益者の人生におけるある節目（例えば35歳など）に受託者の注意を向けることを検討するよう推奨したい。受託者職は契約上の取り決めではないが、非公式な合意――ここでは「誓約」と呼ぼう――を用いて関係を構築することは可能だ。そのような「誓約」があれば、関係者全員が目的意識を持ち続けることができるだろう。 設定者は、コヴェナントの期間終了時に、受託者に対し、取り決めを更新するか、元本を受益者に分配するかという選択肢を与えることができます（受託者は浪費癖のある受益者に対しては分配を行わないでしょうが、順調に成長している相続人に対しては行う可能性があります）。 それほど抜本的ではない方法として、設定者は信託に規定を盛り込み、受益者が特定の年齢に達した時点で、管理、投資、さらには分配機能の一部といった信託関係の重要な側面を引き継げるようにすることもできる。受益者が自らの人生を主体的に生きることを、最優先の目標とすべきである。

これこそが、まさに「生き生きとした遺産」と言えるものであり、「果てしなく、何もない、孤独で平坦な砂漠が遠くまで広がっている」ような永続性とは対照的である。

[1] 以下は、ジェームズ・ヒューズによる「永久信託の設立がもたらす、しばしば予期せぬ結果に関する考察」に対する応答である。同論考は、最近、ヒューズ

、ゴールドストーン、ウィテカー共著の『ファミリー・トラスト：受益者、受託者、信託保護者、および信託設定者のためのガイド』

（ニューヨーク：ワイリー、2016年）の付録6として掲載されたジェームズ・ヒューズの「永続信託の設立がもたらす、しばしば予期せぬ結果に関する考察」に対する反論である。本考察の原版は、2001年の『チェイス・ジャーナル』（5:3）に掲載された。© ヒューズ＆（G. ウォーレン）ウィテカー。

[2] キャスリーン・ライプリー、「米国における資金の隠匿：永続禁止規則の州レベルでの廃止が、いかにして米国をタックスヘイブンの支配的地位へと導いたか」。『ゴールデン・ゲート大学税務レビュー』、2022年8月6日。 https://ggutaxreview.org/2022/08/06/hiding-money-in-the-united-states-how-state-repeal-of-the-rule-against-perpetuities-guided-the-united-states-into-tax-haven-dominance（2024年11月26日閲覧）。

[3] Scott, 62.10。コモン・ローにおける同規則に関するジョン・チップマン・グレイの1886年の論著を引用。

[4] 同規則の法定化の例については、マサチューセッツ州一般法第190B章II.2-101を参照のこと。

[5] ヒューズ、マッセンツィオ、ウィテカー著『The Voice of the Rising Generation』（ワイリー：ニューヨーク、2013年）。

[6] これらの提言の一部は、キース・ウィテカーによる「独立受託者の選び方」（『Investments and Wealth Monitor』、2024年11月〜12月号、46〜48ページ）を参考にしたものである。

[7] ヒューズ、マッセンツィオ、ウィテカー著、『Cycle of the Gift: Family Wealth and Wisdom』（ワイリー：ニューヨーク、2012年）。

[8] 以下において、「受託者」とは、実際の受託者だけでなく、受益者の発達段階に応じてそのニーズを評価し、満たすことができる、受託者が雇用した代理人を含むチームを指す。 このような「受託者」には、私たちが（ハートリー・ゴールドストーンと共に）『ファミリー・トラスト』の第20章で論じた「受益者事務局」のようなものが含まれている。

[9] 「ファミリー・バランスシート」の詳細については、https://www.wisecounselresearch.com/deliverables を参照のこと。